# くみありニュース山口大学教職員組合(2023年7月7日 Friday)

第 270 (2022 年度-第 1 号) /電話: 083-933-5034・メール: fuy-union@galaxy. ocn. ne. jp

## 第55回定期大会を開催しました! 2022 年度執行部発足

山口大学教職員組合は、6月24日(土)午後に第55回定期大会を開催しました。今回は2年ぶりの対面での開催となり、当日は7分会からの代議員と12名の新旧執行部が出席し、活発な意見交換を行いました。現在の大学を取り巻く状況は大変厳しく、国による運営費交付金の削減や研究費の削減、研究者の10年雇止め問題、任期付き制



度問題、業績評価給制度の導入による弊害など課題は山積しています。大会では前年度の活動報告と決算報告等を承認後、三原委員長及び森下書記長による運動方針提案等を受けて、教職員の働く環境を守るために組合がどう取り組むのか、組合員拡大にどう結び付けるのか議論を交わしました。質疑応答のなかで「多様化への対応」についての質問が挙がりましたが、職種および雇用形態ごとの個別の問題をいかにくみ取って組合員拡大につなげるか今後の課題です。最後に、ウクライナ戦争の終息を願い日本の平和を守り「学問の自由」の侵害に反対し大学の自治と教職員の労働環境を守る大会宣言を全会一致で採択し、閉会しました。

なお新執行部は、執行委員長 三原敏秀 (再)・副委員長 桑畑洋一郎 (新)・同 滝野正二郎 (再)・書記長森下 徹 (再)・書記次長 野坂 昭雄 (新)・同 藤原 勇 (再)の四役6名の他に執行委員6名の計12名ですが、大会の第6号議案「特別執行委員の選出」の可決成立により、福田修前副委員長と鴨崎義春参与の2名が特別執行委員として組合の運営等に参画することも決まりました。

### 業績評価制度の下で月給制教員への6月期ボーナスB区分で支給に

昨年度より、月給制教員にも業績評価給制度が導入され、2022年6月期末のボーナスは評価前ということで一律C+(従来額と同一のB区分:100分の92に対してC+区分:100分の78で支給)と、これまでより減額支給となっていましたが、今回、6月29日付の各部局長に学長名で、今年の6月分ボーナスは一律B区分(100分の97)で支給することが通知されました。

これは、<u>昨年11月10日付け組合の要求事項「1」(くみあいニュースNo.264参照)を受けて、大学側が昨</u>年度の教員業績評価結果を勘案し、改めた結果です。昨年度6月期ボーナスの支給も組合が要求した結果、



Cから「C+」へと当初案より増額支給することとなりましたが、今回の措置でさらに増額 支給となりました。もちろん最終的には評価区部決定後に減額調整される可能性はあります が、多くの方にとっては6月のボーナスがこれまでより10万円前後少なくローンの支払い 等に影響が出たなどの事態が解消されます。

組合の要望で実現したボーナスの支給率改善、今期さらに上乗せ 当初案:C(0.645 月分)→昨年度:C+(0.78 月分)**→今年度:B(0.97 月分)** 

# 研究費不足・身分不安定化の実態を伝えましょう ~全大教「基盤的経費の減少・不安定化の影響アンケート」実施中~

現在、全大教は全国の国公立大学等の教員を対象とした「基盤的経費の減少・不安定 化の影響アンケート」を実施中です。このアンケートは国立大学等の運営費交付金不足 のもとで基盤的経費の減少・不安定化による教育研究環境への影響を把握し、文科省・ 財務省等への要請行動の基礎データとすること等を目的としたものです。10分少々で回 答できますので是非ご協力ください。8月15日(火)が回答期限となっています。



#### 右記のQRコードまたは下記の URL より アクセスしてください。

https://zendaikyo.or.jp/?page\_id=996



### 国民生活無視して軍事費大幅増 このまま進むと日本はどうなるのか?

1月23日から開かれていた第211回通常国会は6月21日(水)に閉会となりましたが、会期末に「出入国管理法案」「LGBT理解増進法案」の他、軍拡財源法案など日本の平和と民主主義・人権を脅かすとの批判が噴出している法案を与党と一部野党の賛成多数で次から次に可決・成立させました。少子化対策の財源は診療報酬・介護報酬抑制ということにも批判の声があがっています。その一方で時の総理大臣長男が首相官邸で忘年会を行ったことが明るみに出て、結果的に更迭されたものの首相自身は何ら責任を問わないという事件も起きる中、6月18日発表の毎日新聞世論調査での内閣支持率は一気に12%減の33%となりました。加えて、退職金への税率大幅引上げ案が検討されていること、防衛省がアメリカへ供給しようとしている弾薬がウクライナへ回っていくことが海外メディアから報じられる等、不安の声が広がっています。

# **▼ 豆知識** ご存じでしょうか? お隣の植木の枝が生茂りご自宅の敷地に



これまでは、お隣に枝を切ってもらうよう頼むことはできても、

■ 対応してくれないからと言って勝手に切ると、場合によっては器物損壊で訴えられる可能性もあ ■ り、どうしようもないというのが民法上の限界でした。ところが今年4月1日付けでこの法律が ■ 改正されたことにより、お願いして相当の期間が経っても対応してもらえない場合は、自分で植 ■ 木を剪定してもよいことになりました!

■ 具体的には、民法第233条で「隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者 ■ に、その枝を切除せさることができる」の定めしかなかったものを、法改正で「竹木の所有者に ■ 枝を切除するよう催告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき」は ■ 「土地の所有者はその枝を切り取ることができる」との定めが追加されたことによるものです。

# あなたも、大学へ声を届ける唯一の組織山口大学教職員組合へ!

~これまでも多くの成果! 研究・教育・労働条件を守り改善させましょう~

\*加入申込書は組合 HP からダウンロードできます。メールまたは学内便でお送りください。